

リモートサポートサービス (N) 利用規約 新旧対照表

改定前 (2016 年 1 月 6 日付)

第 2 条 (定義)

本規約 (別紙を含みます。) において用いられる以下の用語は、それぞれ以下に記載する意味を有します。

1. 「利用契約」とは、本サービスを利用するために申込者と当社の間で、本規約に基づき締結される契約をいいます。
2. 「申込者」とは、本サービスへ申し込みを行った者をいいます。
3. 「会員」とは、申込者のうち当社との利用契約が成立した本サービスの利用者をいいます。
4. 「SoftBank 光」とは、当社が別途定める SoftBank 光サービス規約に基づき提供する電気通信サービスの総称をいいます。
5. 「SoftBank 光回線」とは、SoftBank 光に係る会員回線をいいます。
6. 「SoftBank 光契約」とは、当社から SoftBank 光の提供を受けるための契約をいいます。
7. 「SoftBank 光会員」とは、当社と SoftBank 光の契約を締結している者をいいます。
8. 「専用受付番号」とは、会員が本サービスを利用するために当社が指定した電話番号をいいます。受付時間は別途定めるところによります。
9. 「本ソフト」とは、会員のパソコン等にインストールし、会員の承諾に基づきオペレータがそのパソコン等を遠隔操作することを可能とする機能等を有したソフトウェアをいいます。本ソフトの利用条件及び対象となるパソコン等については、別途定めるところによります。
10. 「リモートサポート」とは、本ソフトがインストールされた会員のパソコン等を、会員の要請に基づきオペレータがそのパソコン等を遠隔操作して行う課題解決等をいいます。
11. 「オンラインパソコン教室」とは、専用受付番号への要請に基づき、1 回 30 分程度でインターネットの活用方法等を解説するサービスをいいます。カリキュラムは別途定めるところによります。
12. 「本サービス」とは、専用受付番号への要請に基づき、会員のパソコン等の状況に関する問診、リモートサポート、電話での課題解決方法の説明及びオンラインパソコン教室等を行うサービスをいいます。
13. 「IPv6 通信」とは SoftBank 光において、インターネットプロトコルバージョン 6 によって行う通信をいいます。

改定後 (2016 年 12 月 27 日付)

第 2 条 (定義)

本規約 (別紙を含みます。) において用いられる以下の用語は、それぞれ以下に記載する意味を有します。

1. 「利用契約」とは、本サービスを利用するために申込者と当社の間で、本規約に基づき締結される契約をいいます。
2. 「申込者」とは、本サービスへ申し込みを行った者をいいます。
3. 「会員」とは、申込者のうち当社との利用契約が成立した本サービスの利用者をいいます。
4. 「SoftBank 光」とは、当社が別途定める SoftBank 光サービス規約に基づき提供する電気通信サービスの総称をいいます。
5. 「SoftBank 光回線」とは、SoftBank 光に係る会員回線をいいます。
6. 「SoftBank 光契約」とは、当社から SoftBank 光の提供を受けるための契約をいいます。
7. 「SoftBank 光会員」とは、当社と SoftBank 光の契約を締結している者をいいます。
8. 「専用受付番号」とは、会員が本サービスを利用するために当社が指定した電話番号をいいます。
9. 「本ソフト」とは、会員のパソコン等にインストールし、会員の承諾に基づきオペレータがそのパソコン等を遠隔操作することを可能とする機能等を有したソフトウェアをいいます。
10. 「リモートサポート」とは、本ソフトがインストールされた会員のパソコン等を、会員の要請に基づきオペレータがそのパソコン等を遠隔操作して行う課題解決等をいいます。
11. 「オンラインパソコン教室」とは、専用受付番号への要請に基づき、1 回 30 分程度でインターネットの活用方法等を解説するサービスをいいます。
12. 「本サービス」とは、専用受付番号への要請に基づき、会員のパソコン等の状況に関する問診、リモートサポート、電話での課題解決方法の説明及びオンラインパソコン教室等を行うサービスをいいます。
13. 「IPv6 通信」とは SoftBank 光において、インターネットプロトコルバージョン 6 によって行う通信をいいます。